厚生労働省
九州厚生局

Press Release

報道関係者　各位

発表日　令和８年 10 月 27 日
照会先　九州厚生局指導監査課
電話番号　092－707－1125

保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消し

厚生労働省九州厚生局は、令和８年 10 月 27 日付けで、保険医療機関に対する指定の取消処分及び保険医に対する登録の取消処分を行いました。

この処分は、実際に行った保険診療に、行っていない保険診療を付け増しするなどして、診療報酬を不正に請求したことによるものです。（不正・不当請求額 約 170 万円）

なお、今回の処分にあたっては、令和８年 10 月 19 日に開催された九州地方社会保険医療協議会に諮問を行い、諮問のとおりの答申がなされています。

記

１　保険医療機関の指定の取消処分及び保険医の登録の取消処分

（１）指定取消となる保険医療機関

名　　称　　ごとう歯科医院
所 在 地　　福岡県福岡市南区寺塚１丁目 16－１
開 設 者　　後藤　直（ごとう　ただし）
指定取消日　　令和８年 10 月 27 日

（２）登録取消となる保険医

氏　　名　　後藤　直　　56 歳
登録取消日　　令和８年 10 月 27 日

２　根拠条文

（１）保険医療機関の指定取消

健康保険法第 80 条第１号、第３号、第４号及び第７号

（２）保険医の登録取消

健康保険法第 81 条第１号及び第４号

３　診療報酬の不正及び不当請求

監査において確認した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額
（令和３年４月分～令和６年５月分）

不正請求	36 名分	レセプト	54 件	1,358,073 円
不当請求	32 名分	レセプト	209 件	335,797 円
合　計	68 名分 (29 名分)	レセプト	263 件 (218 件)	1,693,870 円

※（　）内は患者実人数及びレセプト実件数である。

（注）　上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

４　取消処分の主な理由

不正請求

①　付増請求

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

・　有床義歯の鋳造鉤の個数を実際に使用した数よりも多く付け増して請求していた。

・　有床義歯の鋳造バーを製作等していないにもかかわらず、製作等したと付け増して請求していた。

②　振替請求

実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

・　実際には有床義歯の鋳造鉤、コンビネーション鉤又は鋳造バーにコバルトクロム合金を使用しているにもかかわらず、金銀パラジウム合金を使用したとして、診療報酬を不正に請求していた。

・　実際には有床義歯のコンビネーション鉤を製作等したにもかかわらず、鋳造鉤を製作等したとして、診療報酬を不正に請求していた。

③　その他の請求

ア　保険適用外の設計のブリッジを製作等したにもかかわらず、保険適用のブリ

ッジを製作等したとして診療報酬を請求していた。

イ　保険適用外であるジルコニアを用いた全部被覆冠及びインレーを製作等したにもかかわらず、ＣＡＤ／ＣＡＭ冠を製作等したとして診療報酬を請求していた。

ウ　保険適用外の設計のブリッジを製作等したにもかかわらず、他部位に対してレジン前装金属冠を製作等したとして診療報酬を請求していた。

エ　保険適用外であるジルコニアを用いたブリッジを製作等したにもかかわらず、レジン前装金属冠を製作等したとして診療報酬を請求していた。

５　監査を行うに至った経緯等

（１）　令和６年５月に個別指導を実施し、歯科技工指示書及び歯科技工納品書の記載内容を確認したところ、有床義歯の鋳造鉤及び鋳造バーの材料について、実際にはコバルトクロム合金を使用しているにもかかわらず、金銀パラジウム合金を使用したとして診療報酬が請求されている疑義が生じた。

（２）　令和７年１月及び２月に患者調査を実施したところ、（１）の疑義に加えて、患者の有床義歯に鋳造バーが製作等されていないにもかかわらず、診療報酬が請求されているなどの疑義が生じた。

（３）　以上のことから、診療内容及び診療報酬の請求に不正又は著しい不当の疑義が生じたため、令和７年６月から同年 12 月まで計６回の監査を実施した。